

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法より）

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみでなく、組織的に判断することが求められている。

—文部科学省の定義より—

このことにより、いじめを次のようにとらえることができる。

- (1) 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係にある者との関わり。
- (2) 「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなど。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。



被害を受けた児童がそう感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要

## 2 「いじめ」の問題に関する基本的認識

「STOP the いじめ アクションプラン（岡崎市）」に沿って、いじめ防止に向けた取組を計画的に進め、未然防止・早期発見・適切な対応に努める。

- (1) 「いじめ」はどの学校でも起こりうる問題であり、どの児童も、被害者にも加害者にも成り得ることから、全ての児童に関わる問題であると全教職員が理解する。

全教職員が、児童が発しているサインをみのがすことのないように、教師は、「自分の学校や学級でもいじめが起きている」という危機感をもって常に児童に接する。教職員相互の情報交換会を設け、いじめ防止や早期解決につなげる。

- (2) いじめは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡らせる。

「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、児童も教師ももつ。また、いじめの当事者だけでなく、いじめをはやしたてたり、傍観したりする態度もいじめる行為と同様に許せない行為であることを、すべての児童に指導する。また、「いじめは犯罪行為に当たる可能性がある」という認識のもと、警察との連携を強化させる。

- (3) いじめられている子どもの立場で考える。

思い悩んで相談して来る児童の相談を親身に受け止める。いじめにいかにも迅速に、そして適切に対応するかにより、いじめの悪化を防止するとともに、早期の解決につなげる。ささいなことでも、真剣に児童の声に耳を傾ける。

- (4) 学校内に子どもの悩みを受け入れる相談体制を整備する。

養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を深めるとともに「教育相談週間」（アンケートの実施）

「人権週間」「友達のいいところ見つけ」（全校集会）などを設定して、児童が相談しやすい環境整備に努める。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用。

**(5) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。**

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための分かる授業を行う。

**(6) 「心の成長」を図るために道徳・学級活動・総合的な学習の時間を大切にする。**

児童が日頃から豊かな人間関係を育み、心の成長を図るための教育活動として「道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」などを確実に実施する。「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進める。

**(7) 日頃から、児童と教師との信頼関係を築いていく。**

日頃からの挨拶や声かけ、登下校指導・給食・放課・清掃時間・委員会・部活動などの機会を通じて児童とのふれあいを大切にする。

**(8) 家庭教育の在り方がいじめ問題に大きく関わるため保護者との連携を深める。**

いじめ問題の解決には、家庭の協力が極めて重要な役割を担っている。日頃より、家庭において、いじめ防止を推進するために、自他の命を大切にする心や他を思いやる心、規範意識の醸成等についての話し合いの機会をもってもらうことを推奨する。さらに、さまざまな情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取り組んでいく協力体制を築くようにする。「学校いじめ防止基本方針」については、4月にPTA総会で保護者に配付・説明する。保護者へのアンケート（年に2回程度）をとったり、2ヶ月ごとに学校で行う生活アンケートは、6回中2回は家庭で実施したりすることで、家庭との連携を図る。

**3 「いじめ防止」の指導体制づくり**

いじめ問題を解決するには、担任一人の力に頼るのではなく、学校全体で組織的に一つのいじめ問題に対応し、担任を援助する。

＜指導体制＞

